**大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ**

立地環境調査

事前相談

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設置者 | 県 | 市町村等 | 期間等 |
| 事前手続 | ①計画説明書の提出 | ［受理］　市町村へ送付 | ［受理］ | ①新設１月変更２週② |
| 意見手続 | ②新設・変更の届出④説明会の開催説明会実施状況報告開店意見なし制限解除開店意見あり | ③公告・縦覧（４ヶ月間）市町村へ通知回数の指示[受理]　市町村へ送付公告・縦覧（１ヶ月間）⑥県の意見公告・縦覧（１ヶ月間）市町村へ通知 | [受理]（周知）日時･場所の助言[受理]⑤意見書[受理]（周知） | ②②③2月④４月８月⑤⑥ |
| 勧告手続 | ⑦変更する旨の届出変更しない旨の通知２ヶ月経過後開店 | 公告・縦覧（４ヶ月間）市町村へ通知※県意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合⑧勧告市町村へ通知公告 | [受理](周知)意見[受理]（周知） | ⑦２月⑧２月 |
| 公表手続 | ⑨必要な変更に係る届出［受理］［受理］ | 公告・縦覧（４ヶ月間）適正通知※正当な理由なく勧告に従わない場合公表設置者へ通知 | ［受理］ | ⑨ |
| 事後手続 | 報告書 | 設置者・小売業者に対する報告の徴収 |  |  |

※大規模小売店舗の施設の運営方法に関する変更や県が承認した軽微な変更は、届出から８ヶ月を待たずに変更可能です。